

平成 29 年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 29-1-4)

施策名	家庭の教育力の向上
施策の概要	現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。

達成目標 1	身近な地域において、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育支援が実施される。							
達成目標 1 の設定根拠	教育振興基本計画に記載されているとおり、家庭教育支援を推進するに当たっては、子育て経験者などの地域人材を活用し、小学校等の地域の身近な場所において支援を行う体制整備が必要なため。							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	22 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	毎年度	
①家庭教育支援チーム数（補助事業以外の財源による実施分を含む）	133 チーム	381 チーム	441 チーム	535 チーム	616 チーム	721 チーム	対前年度増	A
	年度ごとの目標値	328 チームより増	381 チームより増	441 チームより増	535 チームより増	616 チームより増	/	
	目標値の設定根拠	第 2 期教育振興基本計画における成果指標として家庭教育支援チーム数の増加を設定しているため対前年度比での増加を目指す。						

施策・指標に関するグラフ・図等

【家庭教育支援チームの概要】

<趣旨・目的>

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育の困難化や家庭の孤立化が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要が高まっていることを踏まえ、文部科学省では、全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」の取組を推進。

<チームの構成員>

都道府県等において養成された地域の人材（子育てサポーターリーダー等）を中心として教員 0B、PTA 等の教育関係者や民生委員、児童委員等の保健福祉関係者など地域の実情に応じて構成。

<主な活動内容> 保護者への家庭教育支援として主に以下の取組を行う。

- (1) 保護者への学びの場の提供
保護者に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応
- (2) 地域の居場所づくり
地域資源を活用した日常的な交流の場や情報の提供
- (3) 訪問型家庭教育支援
家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応

<具体例>

- (1) 秋田県男鹿市家庭教育支援チーム「学習講座等の実施」

(活動内容)

- ・チームと保護者がお茶を飲みながら家庭教育や子育てについて語り合う場（お茶っ子サロン）を開設。保護者からの生の声を聴き、以後の活動に活用。
- ・外部講師による家庭教育に関する学習機会や情報の提供（子育て元気アップ講座）を実施。お茶っ子サロンであがった悩みなど、参加者が日々抱える課題に即した内容で実施。

(効果)

- ・育児や家庭教育に関する情報の収集、共有ができる場の提供
- ・困ったときに気軽に相談ができる体制づくり。親同士の子育て仲間づくり支援。
- ・学んだことをアウトプットしたり、感想を共有する場の提供
- ・チームから一方向の情報提供ではなく、保護者参加型の双方向による情報発信。

(2) 新潟県南魚沼市家庭教育支援チーム「親子の交流の場の提供」

(活動内容)

- ・学校のなかに誰でも気軽に立ち寄れる部屋「だんぼの部屋」を設置
- ・親子ものづくり教室、料理教室など楽しみながら交流を図る機会の提供
- ・読み聞かせのコツなどを学ぶ図書ボランティア養成講座
- ・発達障害や児童虐待対応などをテーマにした学習会の実施

(効果)

- ・親子で共同作業する楽しさや役立つ自分を発見できた。
- ・みんなが安心してつぶやける場所、みんなの力が発揮できる場所ができた。
- ・短い訪問時間でも回数を重ねることで、学校に足を運ばなかった保護者が「だんぼの部屋」や学校行事に来るようになった。また、校内に設置したことで、子どもの会話から状況理解ができ、学校との信頼関係を築くことができた。

(3) 大阪府泉大津市家庭教育支援チーム「家庭訪問による相談支援」

(活動内容)

- ・教育支援センターを拠点に、学校園や福祉部局からの依頼を受け、訪問するサポーターとチームリーダーが校内（小中学校）のケース会議で支援の役割連携を確認した上で、サポーターが家庭に訪問。
- ・サポーターはカウンセリングスキルを生かして子育てに関する不安や悩み等の本音を引き出し、保護者のエンパワメントを図る。

(効果)

- ・学校関係者でもない行政関係者でもない、カウンセリングスキルを持った第三者が家庭訪問を行うことで、なかなか教員が家庭訪問を行うのが難しい朝早い時間や、授業中、夕方以降の訪問に対しても、家庭の状況に合わせて支援を行うことができています。
- ・保護者を支援することで子供が落ち着きを取り戻し、問題行動等の改善につながっている。平成28年度に関わった家庭の不登校児童生徒の約6割に学校復帰等の改善が見られた。また、サポーターが家庭と学校（先生）をつなぐ潤滑油となり、関係が改善された事例も数多くあった。

<「家庭教育支援チーム」の活動状況>

- ・「家庭教育支援チーム」の推進に係る文部科学大臣表彰受賞チーム
平成29年度：25チーム

【測定指標の引用元】

- ・家庭教育支援チーム数（補助事業以外の財源による実施分を含む）
「家庭教育支援チーム」の登録制度について（男女共同参画学習課長決定）に基づき、文部科学省調べ（毎年度）

達成手段
(事業)

名称 (開始年度)	平成29年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成30年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
学校を核とした地域力強化プラン (地域における家庭教育支援基盤構築 事業) (平成29年度)	6,932の内数	6,475の内数	0030
家庭教育支援推進事業 (平成30年度)	11	13	0035
地域の教育資源を活用した教育格差 解消プラン (教育と福祉の連携による家庭教育支 援事業〔訪問型家庭教育支援等〕 (平成29年度)	88の内数	86の内数	0033

平成29年度事前分
析表からの変更点

家庭教育支援推進事業は、平成29年度は家庭教育支援基盤整備事業として実施。

達成目標 2	家庭でのコミュニケーションや子供の基本的生活習慣が定着する。							
達成目標 2 の 設定根拠	家庭教育は家族との触れ合いを通じて、子供の基本的な生活習慣などを身に付けさせる上で重要な役割を担っており、教育振興基本計画において働く親が子供との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業等に対して子供の生活習慣づくりの重要性について啓発等を実施することとしているため。							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	25 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	毎年度	
①全国学力・学習状況調査における「毎日、同じくらいの時間に寝ている」小学生の割合	78.9%	78.9%	79.2%	79.4%	80.0%	79.8%	基準値より増加を目指す	A
	年度ごとの目標値	75.4%	78.9%	78.9%	78.9%	78.9%		
	目標値の設定根拠	第 2 期教育振興基本計画における成果指標として子供の基本的な生活習慣の改善を設定していることから、基本計画策定時の実績値からの増加を目指す。						
	指標の根拠	全国学力・学習状況調査における調査の母数のうち、毎日同じくらいの時刻に寝ている小学 6 年生の割合。						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	25 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	毎年度	
②全国学力・学習状況調査における「家の人と学校での出来事について話をしている」小学生の割合	76.5%	76.5%	80.5%	79.6%	79.3%	78.2%	基準値より増加を目指す	A
	年度ごとの目標値	74.3%	76.5%	76.5%	76.5%	76.5%		
	目標値の設定根拠	第 2 期教育振興基本計画における成果指標として家庭でのコミュニケーションを設定していることから、基本計画策定時の実績値からの増加を目指す。						
	指標の根拠	全国学力・学習状況調査における調査の母数のうち、家の人と学校での出来事について話をしている小学 6 年生の割合。						
施策・指標に関するグラフ・図等								
・測定指標 1、2：全国学力・学習状況調査								
達成手段 (事業)								
名称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号					
子供の生活習慣づくり支援事業 (平成 29 年度)	—	—	0035 へ統合					
家庭教育支援基盤整備事業 (平成 29 年度) 家庭教育支援推進事業 (平成 30 年度)	11	13	0035					
達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)								
名称 (開始年度)	概要						担当課 (関係課)	
「早寝早起き朝ごはん」 国民運動の推進 (18 年度)	早寝早起き朝ごはん全国協議会等と連携し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動として全国フォーラムや全国協議会作成の啓発資料による子供の生活習慣づくりの重要性について啓発を推進。						男女共同参画学習課	

平成 29 年度事前分析表からの変更点

達成手段に、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進（18年度）を追記。

施策に関する評価結果

目標達成度合いの測定結果

目標超過達成/目標達成/相当程度進展あり/進展が大きくない/目標に向かっていない

施策に関する評価結果			
目標達成度合いの測定結果	目標超過達成/目標達成/相当程度進展あり/進展が大きくない/目標に向かっていない		
総括的な分析		項目	説明・根拠
	必要性	広く国民にニーズがあるか。国民の利益に資する施策か。	(達成目標 1) 核家族化やひとり親家庭の増加等の家族形態の変容や、地域社会のつながりの希薄化等を背景に、子育ての不安を抱える保護者の増加などが見られる中、親の学びや育ちを応援するとともに、家庭と地域をつなげることで、家庭教育の更なる充実を図ることが求められている。 第 2 期教育振興基本計画では、家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進することとされており、全国的な普及啓発をはじめ、国が中心となって地方自治体や民間団体・企業等との連携を図りながら実施すべき事業である。 また、教育振興基本計画に示された、コミュニティの協働による家庭教育支援を推進する方策を具現化する事業であり、政策優先度が高い。
		国が実施しなければ、施策目的を達成できないか。	(達成目標 2) 基本的な生活習慣の乱れが、子供たちの学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されており、社会全体の問題として子供たちの生活リズムの向上を図る取組を進めている。 第 2 期教育振興基本計画では、企業等に対して子供の生活習慣づくりの重要性についての啓発や中高生以上の世代向けの普及啓発などを実施することとされており、全国的な普及啓発をはじめ、国が中心となって地方自治体や民間団体・企業等との連携を図りながら実施することが重要である。また、教育振興基本計画に示された、子供から大人までの生活習慣づくりの推進を具現化する事業であり、政策優先度が高い。
		明確に政策目標の達成手段として位置付けられるか。	(達成目標 1) 施策の実施にあたり、その内容等について精査をして進めており、目的に即して、必要なものとなっている。 また、地方自治体や民間団体等と連携し、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」の組織化等を行っており、他の施策との重複はない。
	効率性	施策の実施は、その目的に即して必要なものに限定されているか。	(達成目標 2) 施策の実施にあたり、その内容等について精査をして進めており、目的に即して、必要なものとなっている。
		他省庁や、地方自治体、民間団体との必要な連携が図られているか。	

		他の施策との重複はないか。	また、地方自治体や民間団体などの参加を得て、「早寝早起き朝ごはん」国民運動により、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を展開しており、他の施策との重複はない。
	有効性	施策の実施に当たって他の手段・方法が考えられる場合、それと比較してより効果的に実施できているか。	<p>(達成目標 1)</p> <p>身近な地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」によるきめ細かな情報提供や相談対応などを行うことで、効果的に実施することができている。「家庭教育支援チーム」については、年々増加しており、保護者の抱える悩みや不安に対して、身近な相談者・支援者として、寄り添う支援を行っていることや、学びや交流の場を提供することで、仲間づくりや、地域コミュニティづくりにつなげており、地域の豊かなつながりの中で行われる家庭の教育力向上に寄与している。</p> <p>また研究協議会等を開催し、家庭教育支援を担う人材の育成を進めており、家庭教育支援チーム数の増加に影響を与えていると考えられる。</p>
		施策実績は目標に見合ったものか。	<p>(達成目標 2)</p> <p>施策実績については、概ね横ばいで推移しており、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を推進する継続的な「早寝早起き朝ごはん」国民運動の展開が、地域の豊かなつながりの中で行われる家庭の教育力の向上に寄与していると考えられる。また、小学生に向け啓発資料を作成しており、成果指標の実績に影響を与えていると考えられる。</p>
施策に係る問題点・今後の課題	次期目標・今後の施策等への反映の方向性	具体的な内容 (概算要求・機構定員要求・法令改正・税制改正要望等)	
<p>(達成目標 1)</p> <p>家庭教育支援チーム数は順調に増加しているが、より全国的な展開が必要な状況にある。また、就学や養育において不安を抱えている保護者が多い状況から支援活動において初めて子供を持った保護者や0歳児の保護者への支援から、学齢期での支援につながる切れ目のない支援を行うための連携や、様々な課題を抱えながらも地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援をより一層充実していく必要がある。</p>	<p>(達成目標 1)</p> <p>「家庭教育支援チーム」の活動推進において、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向け、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図るとともに、訪問型家庭教育支援の充実を図る。</p>	<p><新規・拡充事業（同額を含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援推進事業（平成 31 年度概算要求額：48 百万円）（拡充）（※） ・地域における家庭教育支援基盤構築事業（平成 31 年度概算要求額：91 百万円）（拡充） <p><縮小・廃止事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育と福祉の連携による家庭教育支援事業〔訪問型家庭教育支援等〕（廃止）（※） <p>※「教育と福祉の連携による家庭教育支援事業〔訪問型家庭教育支援等〕」について、平成 30 年度は「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」内で実施していたが、平成 31 年度は「家庭教育支援推進事業」内で継続（拡充）して要求。</p>	

<p>(達成目標 2) 子供達の生活リズムの向上を図る上で、朝食欠食率が微増の状況や、スマートフォン等の情報機器に接する機会の拡大による基本的な生活習慣への影響について、分析を行い、その成果を広く普及していく必要がある。</p>	<p>(達成目標 2) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開するとともに、調査研究等により、課題を分析し、全国への普及啓発を行う。</p>	<p><新規・拡充事業（同額を含む）> ・家庭教育支援推進事業（平成 31 年度概算要求額：48 百万円）（拡充）</p>
---	--	--

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算				
	補正予算				
	繰越し等				
	合 計				
執行額 【千円】					

※ 平成 31 年度概算要求における政策評価調書においては、新予算体系に基づく予算額等を算出しているため、本施策の予算額等は空欄としている。

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名 称	年月日	関係部分
第 2 期教育振興基本計画	平成 25 年 6 月 14 日	第 2 部 今後 5 年間に実施すべき教育上の方策 I 四つの基本的方向性に基づく方策 4. 絆（きずな）づくりと活力あるコミュニティの形成 基本施策 2 2 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実 【基本的考え方】 ○ 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭教育の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策 20 に掲げた取組とあいまって地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。 ○ また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支

		<p>援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。</p> <p>【主な取組】</p> <p>22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。 また、親の学びの充実に向けて、子供の発達段階に応じた体験型学習プログラムの開発・普及を促進する。 さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。 ・家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細やかな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。 また、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。 <p>22-2 子供から大人までの生活習慣づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く親が子供や地域とのかかわりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子供の生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子供の生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になっている中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。
<p>新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）</p>	<p>平成 27 年 12 月 21 日</p>	<p>第3章第4節（4）子どもたちの課題への対応や、家庭教育支援の充実等のための地域における学校、福祉等との連携</p> <p>地域が学校との連携を深める中で、地域は、子供たちにとって、学校や家庭とは異なる第三の場として安心な場所になることが考えられる。</p> <p>地域学校協働本部には、直面する子供たちの課題等にもよるが、教育関係者のみならず福祉、医療の関係者との連携強化や、孤立しがちな保護者の支援という観点からも、地域の人材で構成する家庭教育支援チームと連携していくことが重要である。地域学校協働本部の中に家庭教育支援の機能も組み込むことで、家庭教育支援の充実や安心して子育てのできる環境の整備を図るとともに、困難を抱える保護者への対応の充実を図ることが可能となる。また、孤立しがちな保護者が学校支援等の地域と学校が連携・協働した活動に参画するよう促し、実際に活動に関わることで、こうした保護者が前向きとなり、家庭教育の充実につながることも期待される。</p> <p>家庭教育支援チームによる取組としては、保護者が主体的な家庭教育ができるよう、学習機会や情報の提供、様々な相談への対応、地域における居場所づくり、さらに、訪問型の家庭教育支援等の取組を推進することが挙げられる。</p>
<p>自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓ひらく子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（第十次提言） 教育再生実行会議</p>	<p>平成 29 年 6 月 1 日</p>	<p>1. 学校、家庭、地域の役割分担と教育力の向上について</p> <p>（2）家庭、地域の教育力の向上</p> <p>貧困や虐待など様々な困難を抱える家庭やその子供に対しては、教育と福祉の連携・協力の実効性を高めること等を通じ、これまでの取組を更に充実させることが特に重要です。</p> <p>〔地域における総合的な家庭教育支援の推進に向けた子育て支援との連携〕</p> <p>○ 国、地方公共団体は、妊娠期から子育て期、さらには就学期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、市町村が設置する子育て世代包括支援センターや、地域子ども・子育て支援事業における利用者支援事業等と、家庭教育支援チームの連携を図るなど必要な体制の整備を進めるとともに、文部科学省、厚生労働省の双方から、それぞれ地方公共団体の教育主管部局及び母子保健主管部局に対して働きかけを行うなど、関係機関・関係者の間での支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図り、地域における子育て支援・家庭教育支援が、幼児教育から就学期以降まで連携して行われるように努める。</p> <p>〔家庭教育支援員の配置促進による訪問型家庭教育支援の充実〕</p>

		<p>○ 国、地方公共団体は、生活や子育て等で様々な課題を抱えながらも、地域社会から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化するため、家庭教育支援員の配置や家庭教育支援チームの組織化の促進を図り、訪問型家庭教育支援をより一層充実する。その際、要保護児童地域対策協議会の活用を含め、生活保護や生活困窮者自立支援、就労支援などの生活面の支援を担当する福祉部局等の関係機関・関係者との協働を推進することにより、子育て家庭に対する教育と福祉との一体的な支援の充実を図る。</p> <p>[家庭教育支援員等の人材育成等]</p> <p>○ 国、地方公共団体は、保護者と同じ目線に立って保護者に寄り添いながら伴走型の支援を行う家庭教育支援員について、その育成のための研修の機会を充実させるとともに、家庭教育支援チームの組織化が円滑に、かつ効果的になされるようガイドラインを作成する。</p> <p>[関係機関・関係者間における個人情報の共有の円滑化]</p> <p>○ 国は、学校や教育委員会、福祉部局、保健部局などの関係機関の間で、教育困難家庭の保護者や子供を支援、保護等する上で必要となる個人情報や円滑に共有されるよう、要保護児童地域対策協議会の活用を推進するとともに、好事例の収集、周知を行うなど、個人情報の取扱いの在り方について、地方公共団体に示す。また、地方公共団体においては、学校・地域の実情に応じて関係機関・関係者間で個人情報が円滑に共有されるよう取り組む。</p> <p>[家庭における子供と向き合う時間の確保—地域ごとの学校休業日の分散化]</p> <p>○ 家庭教育の充実のためには、家族での旅行やスポーツ、自然体験活動などの機会を通じて、大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるようにすることが重要である。</p> <p>[教育・福祉の連携・協力の実質化に向けた枠組みの構築]</p> <p>○ 国は、母子健康手帳交付の段階から積極的に家庭に関わる体制づくりを通じ、様々な困難や課題を抱える家庭への教育・福祉の包括的・一体的支援が確実に行われるよう、これまでの取組を踏まえつつ、文部科学省と厚生労働省等が定期的に情報共有や教育・福祉・保健等の現場の関係者と意見交換し、連携して施策を策定するための検討の場を設ける。</p>
--	--	--

<p>有識者会議での指摘事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・達成目標2の各測定指標は80%程度で頭打ちとなっており、100%とするためには、啓発活動とは別のステージの問題となる。この別ステージに関していかに合理的な政策指標を作るのか工夫が必要。(貞廣委員) ・好事例について文科大臣表彰の授与を行っているが、こうした好事例をできるだけ多くの方に知っていただく政策が望まれる。今後は、好事例情報へのアクセス数や人数なども考えてほしい。(貞廣委員、コメント)
--------------------	---

<p>主管課（課長名）</p>	<p>生涯学習政策局 男女共同参画学習課 （中野 理美）</p>
<p>関係課（課長名）</p>	<p>—</p>